

事業主の皆様へ

働き方改革

専門家が課題解決のお手伝い

無料相談会

毎月
第4金曜日

令和6年8月～
令和7年2月まで

開催日：毎月第4金曜日

時間：13:30～16:30

場所：下関商工会議所

専門家【社会保険労務士】が、「働き方改革」に関する「労務管理」「賃金制度」「助成金」などの相談を無料でを行います。

完全予約制

毎月第3金曜日までにご予約をお願いします。
お申し込みは裏面をご覧ください。

ご相談いただける主な内容

(お問い合わせ)下関商工会議所
TEL083-222-3333

- 同一労働・同一賃金(不合理な待遇差の禁止)
- 働き方改革関連法全般
- 時間外労働の上限規制
- 賃金規程の整備・賃金引き上げに向けた環境整備
- 助成金の活用
- 改正育児・介護休業法
- 年次有給休暇の取得
- 人材確保に資する技術的な相談
- テレワーク導入の際の留意点
- ハラスメント対策

本事業について詳細を知りたい方は下記サポートオフィス山口までお問合せ下さい

無料

個別訪問相談も行っております

- ・ 専門家(社会保険労務士)が個別にご訪問致します。
- ・ 相談時間・内容による追加料金など一切かかりません。
- ・ 事業所を最大6回まで無料で訪問。

働き方改革サポートオフィス山口

山口県山口市吉敷下東3丁目4-7

リアライズⅢ

フリーダイヤル：0120-172-223

無料相談会FAX申込書

相談ご希望月	令和 年 月
事業所名	
所在地	
TEL	
従業員数	名
業種	
ご担当者部署・役職	
ご担当者名	

相談ご希望内容に☑をお願いします(複数可)

- 同一労働・同一賃金(不合理な待遇差の禁止)
- 働き方改革関連法全般
- 時間外労働の上限規制
- 賃金規程の整備・賃金引き上げに向けた環境整備
- 助成金の活用
- 改正育児・介護休業法
- 年次有給休暇の取得
- 人材確保に資する技術的な相談
- テレワーク導入の際の留意点
- ハラスメント対策
- その他

()

下関商工会議所 行き

FAX 083-222-4094